

平成29年(2017年)3月10日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件及びその付託委員会について
- 2 新たに受理した陳情とその取扱いについて
- 3 人権擁護委員候補者推薦に伴う区議会の意見について
- 4 本会議の運営について
 - 議事日程 (別紙1)
 - 議事の順序 (別紙2)
- 5 その他
 - (1) 平成29年第3回定例会の日程について
 - (2) その他

資料 1

平成 29 年（2017 年）3 月 10 日

平成 29 年第 1 回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 一般議案

29 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(区民委員会)

- (1) 国民健康保険の保険料率等の改定
- (2) 地方税法等の改正に伴う規定整備
- 施行時期 平成 29 年 4 月 1 日 ((2)は公布の日)

※ 備考

「平成 29 年度中野区一般会計予算」が可決された場合には、次に掲げる議案を追加提出する予定です。

- (1) 平成 29 年度中野区一般会計補正予算
- (2) 仮称平和の森公園体育館新築工事等請負契約

資料 2

平成29年(2017年)3月10日
議会運営委員会資料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

(1) 2月7日までに受理した陳情の取扱いについて

○第1号陳情 精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることについての陳情書

(厚生委員会)

○第2号陳情 区役所・サンプラザ地区の再整備を独自性・先進性に富むものとする事について

(区内駅周辺等まちづくり調査特別委員会)

○第3号陳情 「保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書」の提出について

(子ども文教委員会)

○第4号陳情 大和保育園仮設園舎での運営を公営でおこなうこと等について

(子ども文教委員会)

○第5号陳情 南台保育園の仮設園舎の運営を民営で行うことについて

(子ども文教委員会)

(2) 3月8日までに受理した陳情の情報提供について

○第6号陳情 2017年度「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書

○第7号陳情 中野区議会閉会中の中野区議会議場の利用について

別紙 1

議 事 日 程

平成29年(2017年)3月10日午後1時開議

日程第1

- 第5号議案 平成29年度中野区一般会計予算
- 第6号議案 平成29年度中野区用地特別会計予算
- 第7号議案 平成29年度中野区国民健康保険事業特別会計予算
- 第8号議案 平成29年度中野区後期高齢者医療特別会計予算
- 第9号議案 平成29年度中野区介護保険特別会計予算

日程第2

- 第10号議案 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第13号議案 中野区個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例
- 第14号議案 中野区役所の位置の変更に関する条例
- 第17号議案 公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例
- 第18号議案 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 第19号議案 中野区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第20号議案 負担付贈与の受領について

日程第3

- 第21号議案 中野区介護保険条例の一部を改正する条例
- 第22号議案 中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

日程第4

- 第23号議案 中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例
- 第24号議案 中野区障害者福祉作業施設条例の一部を改正する条例

日程第5

- 第25号議案 中野区南台四丁目地区における建築物の制限に関する条例及び中野区南台一・二丁目地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第26号議案 特別区道路線の認定について

日程第6

第27号議案 中野区子どもの医療費の助成に関する条例及び中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第28号議案 中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7

議会の委任に基づく専決処分について

○議事の順序（平成29年3月10日）

(1) 開議

(2) 日程第1、第5号議案から第9号議案までの計5件

※一括上程、委員長報告、討論、採決（議案ごと）

○第5号議案の採決（起立）

○第6号議案の採決（簡易）

○第7号議案の採決（起立）

○第8号議案の採決（起立）

○第9号議案の採決（起立）

(3) 日程第2、第10号議案、第13号議案、第14号議案及び第17号議案から第20号議案
までの計7件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

(4) 日程第3、第21号議案及び第22号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

(5) 日程第4、第23号議案及び第24号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

(6) 日程第5、第25号議案及び第26号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

(7) 日程第6、第27号議案及び第28号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

() (日程追加、先議)

日程第 、第29号議案「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例」

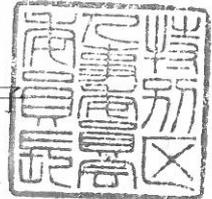
※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

- (8) 日程第7、議会の委任に基づく専決処分について
- (9) 陳情の特別委員会への付託（付託件名表Ⅰ）
- (10) 陳情の常任委員会への付託（付託件名表Ⅱ）
- (11) 散会

28 特人委給第 727 号
平成 29 年 3 月 8 日

中野区議会議長
北原 ともあき 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

平成 29 年 3 月 3 日付 28 中議第 1687 号で意見聴取のあった下記条例案については、
異議ありません。

記

- 1 第 17 号議案 公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例

資料5

28中経経第3241号
平成29年(2017年)2月16日

中野区議会議長 北原ともあき 殿

中野区長 田中大輔

議会の委任に基づく専決処分について(報告)

区を当事者とする和解及び損害賠償額の決定について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項により報告します。

記

【報告案件1】

1 和解(示談)当事者

甲 練馬交通株式会社(東京都練馬区中村南二丁目2番7号)

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

平成28年(2016年)10月3日午前8時55分頃

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野五丁目64番先中野通り路上

(3) 事故発生状況

乙の職員は、遺跡発掘調査の現場を確認するため、乙車で中野通りを南方面に向かって左車線を走行し、方向指示器を点滅させた上で右車線に車線変更したところ、同車線を走行していた甲車の左後部に乙車の右前部が接触し、甲車及び乙車のバンパー等が破損した。

3 和解(示談)条件

(1) 甲は、本件事故により、甲車の修理費162,196円及び当該修理に要した期間4日間に係る休車損害32,000円の合計金194,196円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について、甲に対して賠償する義務があることを認め、本件示談成立後同額を甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がな

いことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

平成28年（2016年）12月10日

【報告案件2】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

平成28年（2016年）7月14日午後2時

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮三丁目45番先交差点

(3) 事故発生状況

乙の職員が公務中に自転車で新青梅街道を下り方面に走行し、上記(2)の交差点を青信号に従い左折したところ、同街道を自転車で下り方面に走行し、同交差点を直進してきた甲と接触し、甲が転倒した。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、診療費、傷害慰謝料等の合計金58,420円の損害を被った。

(2) 乙は、過失割合（甲3割5分、乙6割5分）に従い、上記損害額のうち金37,973円について甲に対し賠償する義務があることを認め、本示談成立後、同額を甲の指定する方法により支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

平成28年（2016年）12月27日

【報告案件3】

1 和解（示談）当事者

甲 株式会社吉井建設工業（東京都台東区浅草五丁目3番14号）

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

平成28年（2016年）11月17日午前10時50分頃

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野六丁目17番先丁字路上

(3) 事故発生状況

乙の職員は、ごみの収集運搬作業のため乙車で中野区立桃園第二小学校敷地南側の道路を東から西に向けて走行し、突き当りの上記(2)の丁字路を左折しようとした際、前方から車両が来たため当該車両を避けようと乙車を後退させたところ、当該丁字路上に停車していた甲車に衝突した。この事故により、甲車の左後部のバンパー及びテールランプが破損した。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、甲車の修理代金及び代車に係る経費等の合計375,251円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について、甲に対して賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、同額を甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

平成29年（2017年）1月12日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある表記について修正を加えてあります。

28中経経第3341号
平成29年(2017年)2月22日

中野区議会議長 北原ともあき 殿

中野区長 田中大輔

議会の委任に基づく専決処分について(報告)

区を当事者とする和解の決定について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項により報告します。

記

【報告案件1】

1 事件名

土地建物明渡等請求事件(平成28年(ワ)第38798号)

2 裁判所

東京地方裁判所

3 和解当事者

原告 中野区

被告 有限会社マンガヴィジョン(東京都中野区上高田二丁目34番3号)

4 経過の概要

本件は、当区が旧桃丘小学校に係る土地及び建物について本件被告ほか5名に対し明渡し等を求めて提訴した土地建物明渡等請求事件(平成28年(ワ)第38798号)について、裁判所から和解の勧誘があり、本件被告も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、同事件等の裁判手続において本件被告から当区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、本件被告については訴訟上の和解により解決することが妥当と判断した。

5 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録1記載の建物(以下「本件建物」という。)を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。

- (3) 被告は、原告に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
 - (4) 被告は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
 - (5) 被告は、原告に対し、東京地方裁判所平成28年(ヨ)第2945号占有移転禁止仮処分命令申立事件について、原告が供託した担保(東京法務局平成28年度金第36337号)の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
 - (6) 被告は、東京地方裁判所平成28年(ワ)第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年(ワ)第38798号土地建物明渡等請求事件について、原告に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
 - (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
 - (8) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。
 - (9) 訴訟費用は各自の負担とする。
- 6 和解成立の日
平成29年(2017年)2月13日

別紙

物件目録 1

建物の表示

所 在 東京都中野区中野三丁目1 4番1 8

種 類 桃丘小学校跡施設

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

床面積 5712.44㎡

上記建物のうち、別紙平面図1の斜線部分

床面積 37.00㎡

以上

【報告案件2】

1 事件名

土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）

2 裁判所

東京地方裁判所

3 和解当事者

原告 中野区

被告 中野区民

4 経過の概要

本件は、当区が旧桃丘小学校に係る土地及び建物について本件被告ほか5名に対し明渡し等を求めて提訴した土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）について、裁判所から和解の勧誘があり、本件被告も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、同事件等の裁判手続において本件被告から当区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、本件被告については訴訟上の和解により解決することが妥当と判断した。

5 和解条項

- (1) 被告及び報告案件3の被告（以下「被告ら」という。）は、原告に対し、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告らに対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告らは、原告に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 被告らは、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 被告らは、原告に対し、東京地方裁判所平成28年（ヨ）第2946号占有移転禁止仮処分命令申立事件について、原告が供託した担保（東京法務局平成28年度金第36338号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (6) 被告らは、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、原告に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告及び被告らは、本件に関し、原告と被告らとの間で本和解条項に定める

ものの他に債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は各自の負担とする。

6. 和解成立の日

平成29年(2017年)2月13日

別紙

物件目録 2

建物の表示

所 在 東京都中野区中野三丁目14番18

種 類 桃丘小学校跡施設

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

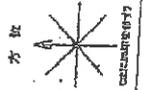
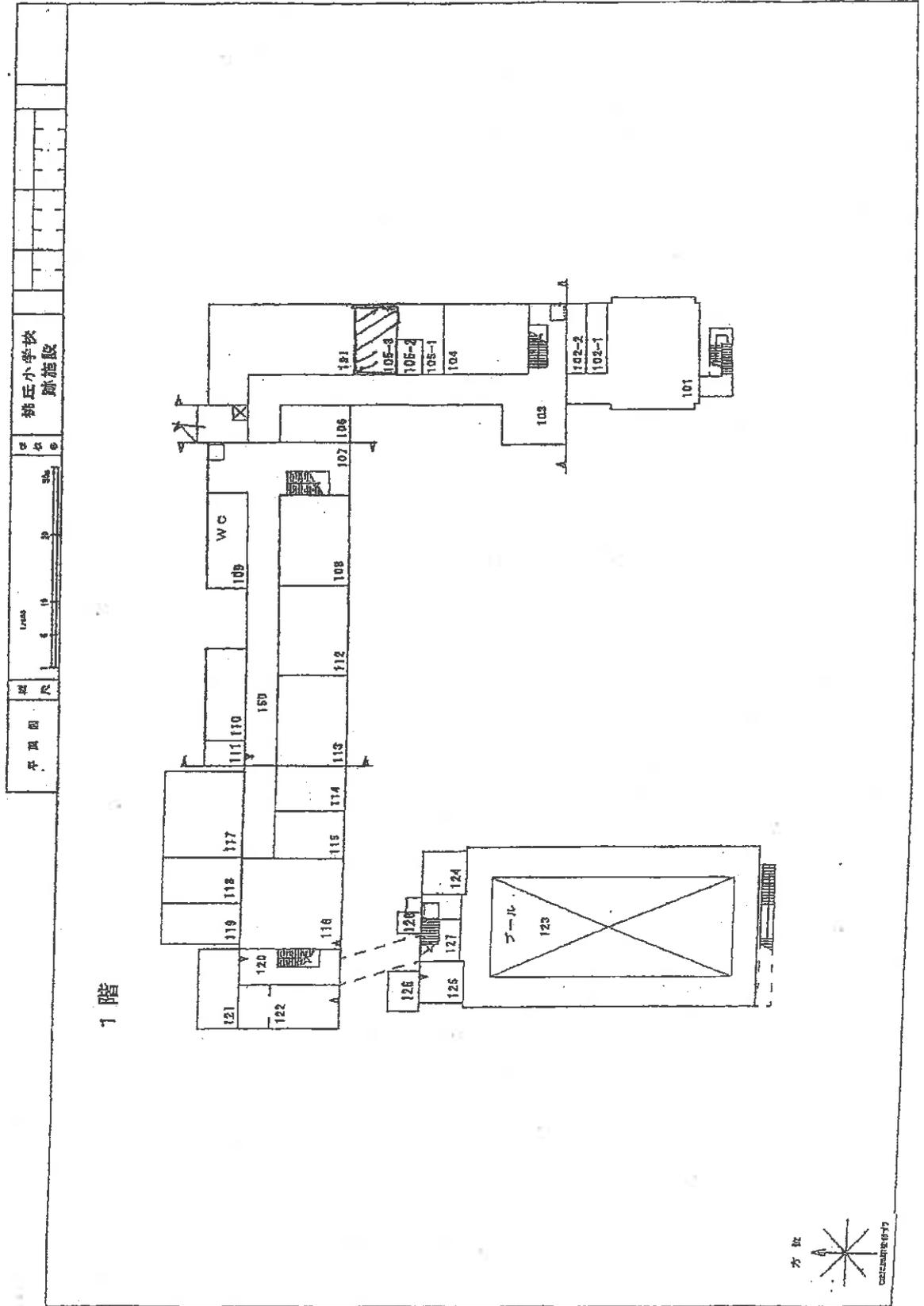
床面積 5712.44㎡

上記建物のうち、別紙平面図2の斜線部分

床面積 31.50㎡

以上

平面図 2



【報告案件3】

1 事件名

土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）

2 裁判所

東京地方裁判所

3 和解当事者

原告 中野区

被告 中野区民

4 経過の概要

本件は、当区が旧桃丘小学校に係る土地及び建物について本件被告ほか5名に対し明渡し等を求めて提訴した土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）について、裁判所から和解の勧誘があり、本件被告も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、同事件等の裁判手続において本件被告から当区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、本件被告については訴訟上の和解により解決することが妥当と判断した。

5 和解条項

- (1) 被告及び報告案件2の被告（以下「被告ら」という。）は、原告に対し、別紙物件目録2記載の建物（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告らに対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告らは、原告に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 被告らは、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 被告らは、原告に対し、東京地方裁判所平成28年（ヨ）第2946号占有移転禁止仮処分命令申立事件について、原告が供託した担保（東京法務局平成28年度金第36338号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (6) 被告らは、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、原告に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告及び被告らは、本件に関し、原告と被告らとの間で本和解条項に定める

ものの他に債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は各自の負担とする。

6 和解成立の日

平成29年(2017年)2月13日

別紙

物件目録 2

建物の表示

所 在 東京都中野区中野三丁目14番18

種 類 桃丘小学校跡施設

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

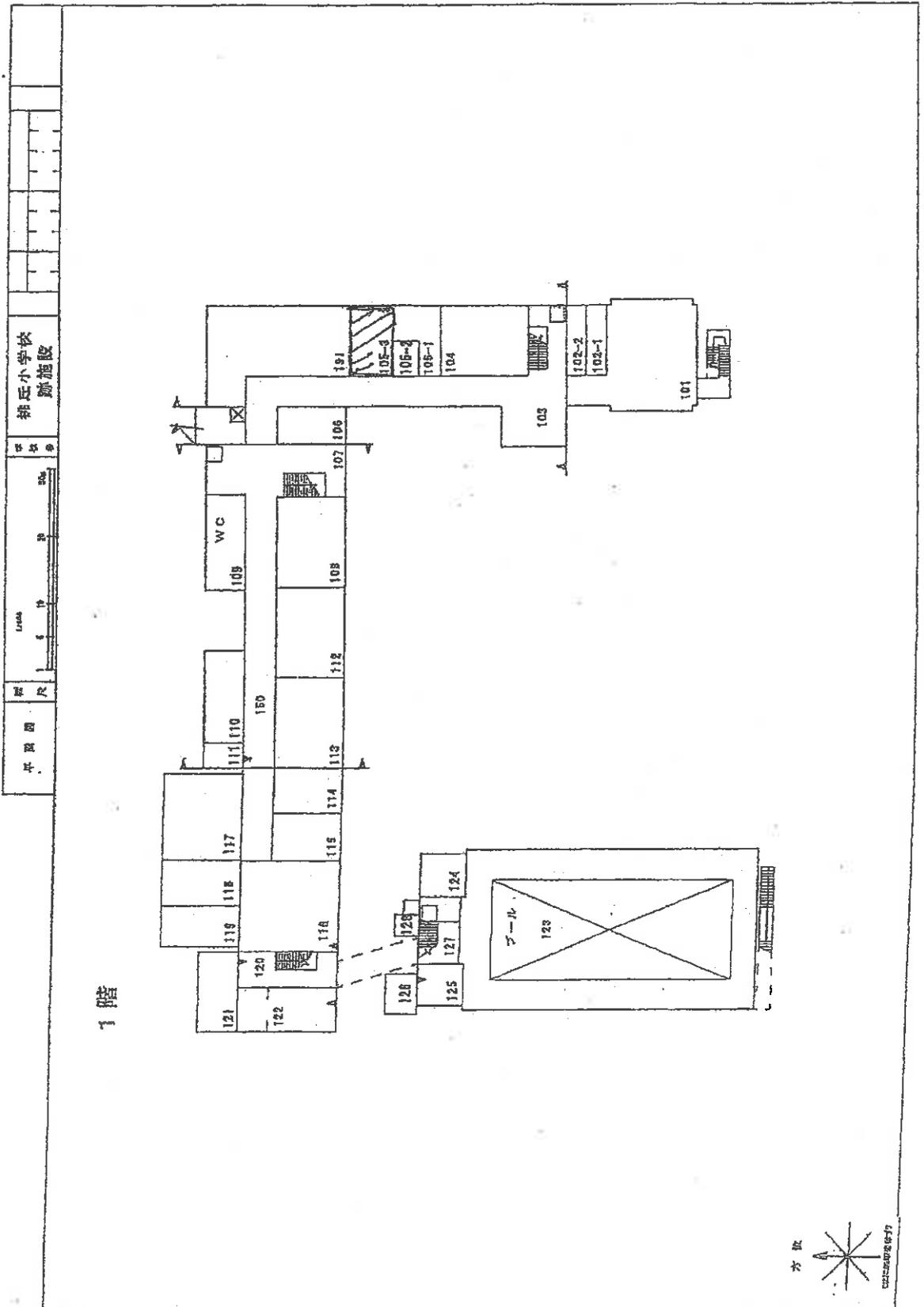
床面積 5712.44㎡

上記建物のうち、別紙平面図2の斜線部分

床面積 31.50㎡

以上

平面図2



【報告案件4】

1 事件名

土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）

2 裁判所

東京地方裁判所

3 和解当事者

原告 中野区

被告 プラネットフーズ株式会社（東京都世田谷区八幡山三丁目22番14号）

4 経過の概要

本件は、当区が旧桃丘小学校に係る土地及び建物について本件被告ほか5名に対し明渡し等を求めて提訴した土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）について、裁判所から和解の勧誘があり、本件被告も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、同事件等の裁判手続において本件被告から当区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、本件被告については訴訟上の和解により解決することが妥当と判断した。

5 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録3記載の建物（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告は、原告に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 被告は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 被告は、原告に対し、東京地方裁判所平成28年（ヨ）第2948号占有移転禁止仮処分命令申立事件について、原告が供託した担保（東京法務局平成28年度金第36340号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (6) 被告は、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、原告に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は各自の負担とする。

6 和解成立の日

平成29年(2017年)2月13日

別紙

物件目録 3

建物の表示

所 在 東京都中野区中野三丁目14番18

種 類 桃丘小学校跡施設

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

床面積 5712.44㎡

上記建物のうち、別紙平面図3の斜線部分

床面積 51.45㎡

以上

【報告案件5】

1 事件名

訴え提起前和解申立事件 平成29年（イ）第4号

2 裁判所

東京簡易裁判所

3 和解当事者

申立人 中野区

相手方 株式会社ライト（神奈川県川崎市多摩区南生田六丁目36番13号）

4 経過の概要

本件は、当区が旧桃丘小学校に係る建物の占有を続ける本件相手方に対しその明渡し等を求める訴えの提起を行う前に本件相手方から訴訟以外の解決の申出があり、本件相手方も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）等の裁判手続において本件相手方から当区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、本件相手方については訴え提起前の和解により解決することが妥当と判断した。

5 和解条項

- (1) 相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 申立人は、相手方に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 相手方は、申立人に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 相手方は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、申立人が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 申立人は、相手方に対する東京地方裁判所平成28年（ヨ）第2947号占有移転禁止仮処分命令申立事件を取り下げる。
- (6) 相手方は、申立人に対し、(5)の仮処分命令申立事件について、申立人が供託した担保（東京法務局平成28年度金第36339号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (7) 相手方は、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、申立人に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (8) 申立人及び相手方は、本件に関し、申立人と相手方との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 和解費用は各自の負担とする。

6 和解成立の日

平成29年(2017年)2月20日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある表記について修正を加えてあります。

物 件 目 録

建物の表示

所 在 東京都中野区中野三丁目14番18

家屋番号 (未登記につきなし)

種 類 桃丘小学校跡施設

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

床面積 5712.44㎡ (1階から4階までの総床面積)

上記建物の1階のうち、別紙平面図の斜線部分

床面積 23.62㎡

以 上

資料 7

平成 29 年第 1 回定例会
平成 29 年 3 月 10 日付託

陳情付託件名表 (I)

《区内駅周辺等まちづくり調査特別委員会付託》

第 2 号陳情 区役所・サンプラザ地区の再整備を独自性・先進性に富むものとするこ
について

陳情付託件名表 (II)

《厚生委員会付託》

第 1 号陳情 精神障害者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象とすることにつ
いての陳情書

《子ども文教委員会付託》

第 3 号陳情 「保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書」の提出に
ついて

第 4 号陳情 大和保育園仮設園舎での運営を公営でおこなうこと等について

第 5 号陳情 南台保育園の仮設園舎の運営を民営で行うことについて

第1回定例会一般質問時間一覧

参 考
平成29年(2017年)2月22日現在

会派等 会派等持ち時間	分 A	氏名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
自由民主党議員団 3時間15分	195	大内 しんご	45		34	11	33
		いでい 良輔	30	41	20	21	
		篠 国昭	30	51	33	18	
		市川 みのる	30	48	21	27	
		伊藤 正信	30	57	35	22	
		若林 しげお	30	52	19	33	
公明党議員団 2時間15分	135	南 かつひこ	45		46	-1	14
		日野 たかし	45	44	38	6	
		木村 広一	45	51	37	14	
日本共産党議員団 1時間45分	105	浦野 さとみ	25		19	6	7
		いさ 哲郎	40	46	39	7	
		長沢 和彦	40	47	40	7	
民進党議員団 1時間15分	75	森 たかゆき	45		46	-1	1
		ひやま 隆	30	29	28	1	
無所属 15分	15	むとう 有子	15		15	0	0
無所属 15分	15	近藤 さえ子	15		15	0	0
無所属 15分	15	いながき じゅん子	15		16	-1	-1
無所属 15分	15	石坂 わたる	15		12	3	3
無所属 15分	15	小宮山 たかし	15		13	2	2
無所属 15分	15	渡辺 たけし	15		14	1	1
無所属 15分	15	内野 大三郎	15		15	0	0
無所属 15分	15	細野 かよこ	15		14	1	1
合計(10時間30分)	630	22人	630		569		61

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

平成 29 年 第 3 回定例会日程表 (第 1 案)

<会期 33 日間 9 月 11 日～10 月 13 日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	28日	月		1 議会運営委員会
	29日	火		
	30日	水		
	31日	木		5 請願・陳情締切
9月	1日	金		
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		1 議会運営委員会
	5日	火		5 一般質問通告締切
	6日	水		
	7日	木		
	8日	金		
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	12日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	13日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問・決算上程) 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	14日	木	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会(総括説明)
	15日	金	決 算 検 討 日	
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	敬 老 の 日	
	19日	火	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	20日	水	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	21日	木	10 決算特別委員会(総括質疑)	(終了後)決算特別委員会理事会
	22日	金	10 決算特別委員会(総括質疑)	
	23日	土	秋 分 の 日	
	24日	日		
	25日	月		1 決算分科会
	26日	火		1 決算分科会
	27日	水		1 決算分科会
	28日	木	(事 務 整 理 日)	
	29日	金	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会(主査報告・採決)
	30日	土		
10月	1日	日		
	2日	月	10 議会運営委員会	1 本会議(決算議決・議案上程)
	3日	火		
	4日	水		1 常任委員会
	5日	木		1 常任委員会
	6日	金		1 常任委員会
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	体 育 の 日	
	10日	火		1 特別委員会
	11日	水		1 特別委員会
	12日	木	(事 務 整 理 日)	
	13日	金	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

平成29年 第3回定例会日程表（第2案）

<会期35日間 9月12日～10月16日>

月	日	曜	午 前	午 後
8月	29日	火		1 議会運営委員会
	30日	水		
	31日	木		
9月	1日	金		5 請願・陳情締切
	2日	土		
	3日	日		
	4日	月		
	5日	火		1 議会運営委員会
	6日	水		5 一般質問通告締切
	7日	木		
	8日	金		
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月		
	12日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	13日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	14日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・決算上程） 決算特別委員会・決算特別委員会理事会
	15日	金	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（総括説明）
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月	敬 老 の 日	
	19日	火	決 算 検 討 日	
	20日	水	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	21日	木	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	22日	金	10 決算特別委員会（総括質疑）	（終了後）決算特別委員会理事会
	23日	土	秋 分 の 日	
	24日	日		
	25日	月	10 決算特別委員会（総括質疑）	
	26日	火		1 決算分科会
	27日	水		1 決算分科会
	28日	木		1 決算分科会
	29日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	30日	土		5 請願・陳情締切
10月	1日	日		
	2日	月	11 決算特別委員会理事会	1 決算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（決算議決・議案上程）
	4日	水		
	5日	木		1 常任委員会
	6日	金		1 常任委員会
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	体 育 の 日	
	10日	火		1 常任委員会
	11日	水		1 特別委員会
	12日	木		1 特別委員会
	13日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）